

平成 26 年 9 月 8 日
株式会社日本政策金融公庫

平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による 被災農業者等向けに金利負担軽減措置の取り扱いを開始

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)農林水産事業は、平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受けた農業者等向けの農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金について、貸付当初5年間を実質無利子とする金利負担軽減措置の取り扱いを平成26年9月5日より開始しましたので、お知らせします。

これにより、被害を受けた農業者等の早急な経営復旧を支援し、経営再開のための支援に取り組んでまいります。

本取り扱いに関する相談は、農林水産事業のある全国48支店で受け付けております。

[金利負担軽減措置の概要]

日本公庫が取り扱う、以下の災害関連資金について、貸付当初5年間実質無利子となるよう、公益財団法人農林水産長期金融協会から借入者に利子助成金が交付されます。

<対象となる資金>

- ① 農林漁業セーフティネット資金
 - ② 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)(※)
 - ③ 経営体育成強化資金(※)
 - ④ 農林漁業施設資金
 - ⑤ 農業基盤整備資金
- ※ 負債整理関係資金を除く。

<対象者>

平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨により被害を受け、資金を必要とする農業者等(当該被害について被害内容の証明を市町村長から受ける必要があります。)

<適用期間>

平成27年3月31日までに貸付決定されたもの。